

募集要項

(林業振興支援)

1. 雇用関係の有無

あり（第1号会計年度任用職員）

2. 活動概要

一戸町では、森林・里山林が持つ公益的機能を持続的・効果的に発揮させ、次世代に引き継いでいくため、地域の森林・里山林の保全活用や整備を推進しています。その中で地域に密着した自伐による林業を実践しながら、森林・林業の魅力の発信や森林資源の持続的活用に向けて取り組む方を「地域おこし協力隊」として募集します。

具体的に次のような活動を想定しています。

- ・林家グループの掘り起こしや連携を行ない、里山づくりの実践・普及により、自力による森林整備の普及啓発を図る活動
- ・多くの人に森林に関わっていただきながら、森林の魅力を発信する活動
- ・木質バイオマス燃料（薪等）の製造・販売・流通の検討と実践

※森林・林業に関する資格や経験は問いません。

技術・経験が無い場合は、着任後に各種研修等を受けることも可能です。

（例）いわて林業アカデミー（1年間）、いわて森林づくりコーディネーター研修、各種伐木・機械操作研修など

★ 地域おこし協力隊の任期を満了した後、自主事業をしながら町内で自立される場合は、支援制度がありますのでご相談ください。

3. 募集対象

- (1) 3大都市圏（注1）と政令指定都市又は地方都市（全部または一部が過疎、山村、離島、半島等の地域に該当しない市町村）に在住する方で、一戸町地域おこし協力隊員として、採用後、一戸町に住民票を異動させることが可能な方（任用を受ける前に既に一戸町に定住・定着している方（既に住民票の異動が行われている方等）は含まない。）

（注1）3大都市圏：関東圏（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）、東海圏（岐阜県、愛知県、三重県）、近畿圏（京都府、大阪府、兵庫県、奈良県）

- (2) 心身ともに健康で、地域活動に意欲を持って参加し、地域住民とコミュニケーションを図ることができる方
- (3) 地方公務員法第16条に規定する一般職員の欠格条項に該当しない方
- (4) パソコン（ワード、エクセル、インターネットなど）の一般的な操作ができる方
- (5) 他地域にむけて、ブログやSNS等で情報発信を行える方

- (6) 任期满後も一戸町に定住する意欲のある方
- (7) 普通自動車免許を取得している方または取得予定の方
- (8) 林業・森林環境に興味のある方
- (9) 森林づくり、里山づくりに意欲的に取り組める方
- (10) 概ね 20 歳～65 歳（令和 6 年 4 月 1 日現在）の方

4. 募集人数

1 名

5. 勤務地

岩手県一戸町内

6. 勤務時間

- (1) 原則週 5 日、1 日 6 時間以内で、週 30 時間

7. 雇用形態・期間

- (1) 第 1 号会計年度任用職員として採用します。副業は可能ですが必ず事前にご相談ください。
- (2) 雇用期間は、採用の日から同年度の 3 月 31 日までとしますが、勤務実績により最長 3 年を経過する日まで延長できます。
- (3) 赴任の時期は、協議の上、変更することもできます。

8. 給与・賃金等

月額 180,000 円（規定に基づき各種手当を支給）とします。

ただし、扶養義務を負う配偶者を同伴して転入する場合は、30,000 円を加算します。

期末・勤勉手当は在職期間の割合に応じて、6 月と 12 月に支給します。

※転入後に婚姻し、扶養義務を負うことになった場合は、扶養義務が発生した翌月から月額 30,000 円を加算します。

9. 待遇・福利厚生

- (1) 社会保険等（雇用保険、厚生年金、健康保険）に加入します。
- (2) 住居は、一戸町と隊員が協議のうえで決定し、家賃は予算の範囲内（50,000 円上限）で一戸町が補助します。
- (3) 引っ越しに係る経費、入居時の敷金等は隊員の負担となりますが、一部補助として着任後、次に計算される額の合計額をお支払いします。（上限 30 万円）
 - ① 職員等の旅費に関する条例に基づく移転料（「2 級、1 級の職務にあるもの」を適用します。）、着後手当及び扶養親族移転料
 - ② 敷金等補助として、家賃 2 カ月分に相当する額
- (4) 有給休暇あり（年間 10 日とします。ただし、年間の勤務日数に応じ変更となる場合があります。）

10. 申込受付期間

令和6年9月2日（月）～ 募集人数充足まで

11. 審査方法

書類審査及び面接審査（オンライン面接の場合有り）による。

(1) 第一次選考（書類審査）

提出書類受領後、書類選考の上、可否の結果を文書等で通知します。

① 提出書類（提出された書類は返却しません。）

ア 一戸町地域おこし協力隊員応募用紙

イ 一戸町地域おこし協力隊員応募レポート

※一戸町ホームページよりダウンロードしてください。

② 提出先

〒028-5311 岩手県二戸郡一戸町高善寺字大川鉢 24 番地 9

一戸町役場 産業部 農林課

Eメール：norin@town.ichinohe.iwate.jp

(2) 第二次選考（面接審査）

第一次選考合格者について面接を行います。詳細は第一次選考結果を通知する際にお知らせします。

(3) 採用可否結果の通知

可否の結果は第二次選考試験後、2週間以内を目処に文書で通知します。

※選考内容についてはお答えできません。

12. その他

(1) 日常生活で自家用車が必要となりますので、自家用車の持込みをお勧めします。

(2) 地域おこし協力隊として不適切と判断した場合は、任期中でもその職を解く場合があります。

(3) 任期満了後、起業等自立される場合の各種支援制度がありますのでご相談ください。

13. 問合せ先

一戸町役場 産業部 農林課

TEL：0195-33-4854

Eメール：norin@town.ichinohe.iwate.jp